

環境功労者表彰選考基準

川崎市環境功労者表彰要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づく候補者等の選考については、次の基準によるものとする。

- 1 要綱第2条に規定する「個人」には、推薦日から1年以内に死亡した故人を含む。
- 2 要綱第2条第1号に規定する「地球温暖化対策の推進に関すること」については、地球温暖化対策の推進、国際環境施策の推進に関し、継続して実施し、顕著な功績をあげたもの。また、環境に配慮した生活の実践・普及啓発活動等に関し、顕著な功績をあげたもので、選考の対象となる事績の期間が3年以上であるもの。
- 3 要綱第2条第2号に規定する「緑の保全及び緑化の推進に関すること」については、緑の保全及び緑化の推進活動に関し、顕著な功績をあげたもので、選考の対象となる事績の期間が3年以上であるもの。ただし、緑化の推進に関する活動のうち工場緑化及び学校緑化に関しては、期間に関する規定はこれを適用しない。
- 4 要綱第2条第3号に規定する「公害防止等環境対策の推進に関すること」については、大気汚染・騒音・振動・水質汚濁・土壌汚染等の環境汚染・公害の防止に努め顕著な功績をあげたもの。また、環境汚染対策及び公害防止のための技術開発に取り組み、環境汚染・公害の未然防止に努めたもの。
- 5 要綱第2条第4号に規定する「地域の清掃・美化の推進に関すること」については、地域の清掃・美化活動、地域の美化に関する指導・広報活動、その他地域美化の推進に関し、顕著な功績をあげたもので、選考の対象となる事績の期間が3年以上であるもの。
- 6 要綱第2条第5号に規定する「廃棄物の減量化・リサイクルの推進に関すること」については、廃棄物の減量化及びリサイクル活動に関し、顕著な功績をあげたもので、選考の対象となる事績の期間が3年以上であるもの。

7 要綱第2条第6号に規定する「その他、特に顕著な功績をあげたもの」については、環境局所管の附属機関等の委員として、顕著な功績をあげたものですすでにその職を退いたもの。また、前第2項から第6項までに規定する活動を複合的に行い、顕著な功績をあげ、かつ他の模範となるもの。

8 過去に川崎市環境功労者表彰を受賞したことがないもの。ただし、要綱第2条に掲げる各号の受賞理由が異なるもの又は同条第6号において同一の内容でないものについては、この限りでない。

附 則

- 1 この基準は、平成11年7月29日から施行する。
- 2 緑化功労者等表彰選考基準（平成4年6月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成26年2月21日から施行する。